

令和4年第1回東浦町議会定例会議案（追加分）

令和4年3月22日提出

目 次

議案第17号	東浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について・・・・・・・・	1
議案第18号	東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第19号	東浦町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部 改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議案第20号	令和3年度東浦町一般会計補正予算（第12号）・・・・・・・・	別添
議案第21号	令和4年度東浦町一般会計補正予算（第1号）・・・・・・・・	別添

議案第 17 号

東浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について

東浦町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 22 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 120</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 67.5</u>」とする。</p> <p>4 から 6 まで 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 72.5</u>」とする。</p> <p>4 から 6 まで 略</p>

(東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 26 年東浦町条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、</p>

<p>給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 8 条の 3 第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 162.5</u>」とする。</p> <p>3 及び 4 略</p>	<p>給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 8 条の 3 第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。</p> <p>3 及び 4 略</p>
---	---

（東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 3 条 東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年東浦町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>（期末手当）</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 120</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>5 及び 6 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 127.5</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>5 及び 6 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び東浦町職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第 17 条第 4 項から第 6 項まで（東浦町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年東浦町条例第 2 号）第 17 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 22 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項又は東浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年東浦町条例第 23 号）第 5 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5 分の 15
- (2) 再任用職員 72.5 分の 10

提案理由

職員の期末手当の額を改めるため提案するものである。

議案第 18 号

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 22 日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 41 年東浦町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号)第 17 条第 2 項中「 <u>100 分の 120</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 162.5</u> 」とする。	(期末手当) 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号)第 17 条第 2 項中「 <u>100 分の 127.5</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 167.5</u> 」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和 4 年 6 月の期末手当の支給についてのこの条例による改正後の東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項後段中「162.5」とあるのは、「162.5」とし、東浦町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和 4 年東浦町条例第 号)附則第 2 項第 1 号中「127.5 分の 15」とあるのは「167.5 分の 10」とする。

提案理由

議会の議員の期末手当の額を改めるため提案するものである。

議案第 19 号

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 22 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和 61 年東浦町条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「 <u>100 分の 120</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 162.5</u> 」とする。	(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「 <u>100 分の 127.5</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 167.5</u> 」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和 4 年 6 月の期末手当の支給についてのこの条例による改正後の東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項後段中「162.5」とあるのは「162.5」とし、東浦町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和 4 年東浦町条例第 号)附則第 2 項第 1 号中「127.5 分の 15」とあるのは「167.5 分の 10」とする。

提案理由

特別職の職員で常勤のものの期末手当の額を改めるため提案するものである。